

次期第二種特定鳥獣管理計画（案）に係る利害関係者からの意見

資料2-3

意見提出団体：8団体 延べ意見数：16件

番号	計画	項目	意見の概要	県の対応
1	イノシシ	エリア管理	イノシシの生息分布について、人為に導入された証拠がないため、表現を改める必要がある。	P13 文章 「近年まで生息していなかった田原市を対象とした根絶エリアの3種類に区分し、」と修正します。 P13 表6 「移入個体の根絶」と修正します。 P14 文章 「根絶エリアの田原市は、近年までイノシシが生息していなかった地域であったが、農業被害が報告されるようになったことが知られている。」
2	ニホンジカ・カモシカ	管理目標（概要版）	ニホンジカの管理目標は、「農業被害等の未然防止又は減少」と記述されているが、これを「農林業被害等の未然防止又は減少」とされたい。 また、ニホンジカ及びカモシカの目標に「造林予定地及びその周辺地域における徹底した個体数削減」を追加されたい。 合せて、ニホンジカの捕獲目標頭数の「農業被害等」を「農林業被害等」とされたい。	P12 ニホンジカの管理目標は、「農林業被害等の未然防止又は減少」と修正しております。 ニホンジカ及びカモシカの管理目標に「造林予定地及びその周辺地域における徹底した個体数の削減」の追加については、上記の「農林業被害等の未然防止又は減少」にその内容が含まれていることから、原案のとおりとします。カモシカについては特別天然記念物ですが加害個体の捕獲を進めるため、原案のとおりとします。
3	ニホンジカ	エリア管理	重点管理エリアでの個体数調整について、新植地やその周辺も重点化する必要がある。	P15 表11 「農業被害金額の大きいエリアと林業の新植地及びその周辺エリアで捕獲を重点化。」と修正します。
4	ニホンジカ	土地利用状況（農林業の状況）	林業苗木の被害状況や循環型林業の妨げとなっている実態を記載する必要がある。	資-6 「～拡大に拍車をかけていると考えられている。また、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。このため、鳥獣害の発生が農林家の経営意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環や森林環境を維持保続する循環型林業の妨げとなっている。愛知県における～中略～一層の耕作放棄地の増加及び再造林の放棄が懸念される。」と修正します。
5	イノシシ	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	尾張東部（瀬戸市、春日井市、小牧市、犬山市）は山林が連続しているため、一帯として管理エリアにする必要がある。	生息動向や農業被害状況等を踏まえ、各市町村と調整の上、管理エリア（瀬戸市（既定）、春日井市、犬山市（新規））を設定しました。今回管理エリア外である小牧市については、許可捕獲等により管理可能と考え、原案のとおりとします。ご意見は今後の管理の参考とさせていただきます。
6	イノシシ	捕獲等に伴う事故・違反の防止	第三者等への重大事故が発生した際の補償を担保する必要がある。（共済、保険等）	第12次鳥獣保護管理事業計画の中で、許可を行う判断基準として、損害保険等の加入を記載しています。
7	イノシシ	狩猟による捕獲	休猟区等へ逃げ込み繁殖する懸念があるため対策が必要である。	既指定の休猟区1箇所について平成29年10月31日で期間終了となるため、11月15日から始まる狩猟に影響はないと考えます。なお、休猟区の新規指定の予定はありません。
8	イノシシ・ニホンジカ	狩猟者の確保	狩猟免許を有しないものが捕獲の補助をできるようにすることは、無免許で狩猟することにつながるおそれがある。そのため、狩猟免許更新期間の延長等を検討する必要がある。	狩猟免許を持たない者の捕獲の補助は、銃器以外による方法で、当該法人が従事者に対し講習会を行う等、一定の条件と水準を確保の下で行われるもので、環境省の示す基本指針に基づいて定めています。 狩猟免許の更新手続きは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び同法施行規則で規定されております。
9	カモシカ	個体数調整等による捕獲	近年、かなり増加しているため、早期に対応することが必要である。	生息動向や農業被害状況等を踏まえ、各市町村と調整の上、管理計画を策定しております。 カモシカの生息状況は、今後ともモニタリングを行っていくこととしております。ご意見について管理の参考とさせていただきます。
10	カモシカ	実施計画の目的に即した捕獲体制	駆除従事者は愛知県で狩猟登録を取得し、地元の猟友会に所属するほか、散弾銃以下の使用（危険が伴うライフルは使用しない）を統一する必要がある。	有害鳥獣捕獲の許可については、国や県の他、狩猟鳥獣等は各市町村の権限となっており、捕獲の際の猟友会員であること、狩猟登録及び散弾銃以下の使用を義務付けなどは地域の実情に合わせた要件とすることが望ましいと考えます。有害鳥獣捕獲の際の許可基準については、原案のとおりとします。

次期第二種特定鳥獣管理計画（案）に係る利害関係者からの意見

資料2-3

意見提出団体：8団体 延べ意見数：16件

番号	計画	項目	意見の概要	県の対応
11	イノシシ	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	近年、みよし市ではイノシシによる農作物被害が増加し、市が対策の助成を行うことになった。今後増加が予測されるため管理エリアへの追加を希望する。	生息動向や農林業被害状況等を踏まえ、各市町村との協議に基づき管理エリアを設定しております。許可捕獲等により管理可能と考えるため、原案のとおりとします。ご意見については今後の管理の参考とさせていただきます。
12	イノシシ	捕獲の実施	メスの成獣の捕獲を進めるうえでの具体的な手法について記述されたい。	P15 文章 「成獣（メス）を含む群れを捕獲するには、箱わなや愛知式かこいわなの活用が有効である。」と追記します。
13	イノシシ	被害防止計画の策定状況	表9の「小牧市」は「春日井市」の誤りであり、「被害額及び被害の軽減目標（千円）」について、現状値200ha、目標値140haは、2ha、1.4haの誤りである。	資-11 表9 「小牧市」を「春日井市」、「被害額及び被害の軽減目標（千円）」について、現状値200haを2ha、目標値140haを1.4haと修正します。
14	ニホンジカ・イノシシ	捕獲頭数	捕獲目標頭数が上乗せされても、捕獲数を増加させる手立てがなく達成困難である。	当該計画に設定された目標頭数については、全県域での目安としての目標頭数です。各市町村における捕獲目標については、地域の被害状況及び捕獲体制を踏まえたうえで、管理目標を達成する方策を検討していきます。
15	共通	捕獲者の確保	法人に対する捕獲許可について、狩猟免許を有しない者が捕獲できるようにする場合のルール化を明確にする必要がある。	法人に対する許可であって、狩猟免許を有しない者の条件については、第12次鳥獣保護管理事業計画に記載されているところです。
16	その他	—	小獣の捕獲が狩猟免許無しで出来るようになるようだが、許可基準等の情報があれば教えてほしい。	狩猟免許を有しない者が、小型のはこわな等を用いて、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合の許可基準については、第12次鳥獣保護管理事業計画に記載されているところです。